

検討の論点整理(案)について

令和8年7月23日
事 務 局

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生防止
 - 新たな権利侵害の発生防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

実態等の把握のため、第2回～第4回にかけて、事業者等及び構成員からのヒアリングを実施。

第2回：コンテンツプロバイダ（X代理人）、清水構成員、北澤構成員

第3回：コンテンツプロバイダ（Google代理人）、

アクセスプロバイダ（NTTドコモ、NTTドコモビジネス、KDDI、ソフトバンク）

第4回：情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会 発信者情報開示関係WG 技術部会、
三菱総合研究所（外国制度）

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

検討課題（第1回）

1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
 - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
 - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
 - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

- 国内外の事業者の多くが提供命令に対応しているが、提供命令に強制力がないため、提供命令に対応しない／対応に時間がかかる等により、発信者の特定に至らないことがある。（清水構成員・第2回）
- プロバイダの多層化により、コンテンツプロバイダ（CP）だけでなく、アクセスプロバイダ（AP）に対しても提供命令を申し立てる必要が生じている。（清水構成員・第2回）
- プロバイダの多層化のために手続が遅延し、開示請求が認められても発信者の特定に至らないことがないようにするために、どのように手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要。（大谷構成員・第1回）
- 発信者情報を保有しているか否かの調査に非協力的なプロバイダや、時間を要するプロバイダがいる。（清水構成員・第2回）
- CPとAPとで発信者情報開示手続への対応のスタンスは異なる。（北澤構成員・第2回）

検討の論点（案）

- プロバイダの提供命令への対応状況を踏まえ、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けて、提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。
- より迅速な発信者情報の特定・保全に向けた検討に当たり、CPとAPの違い、契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダの違いを踏まえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないか。具体的には、どのような仕組みが考えられるか。

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化①

検討課題（第1回）

2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
 - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
 - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

【プロバイダの手続への関与の在り方の合理化】

- 提供命令を経た非訟手続において、CPの審理中にAPが先に発信者情報を開示した場合に、CPの審理が終了してしまう。（北澤構成員・第2回）
- 開示命令の審理が併合された場合でも、APが異議の訴えを提起しなければCPにとって異議の訴えの実益が失われる（北澤構成員・第2回）
- CPや上位APに対する開示命令が取り下げられた場合、すでに発令された提供命令及びその履行の効果について、法律上必ずしも明確でない。（清水構成員・第2回）

【開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減】

- 件数急増により事業者が生じているコスト等の問題を解決すべく、裁判上の請求も含めて、手数料の徴収を可能とすべきではないか。（北澤構成員・第2回）
- （手数料について）権利侵害の明白性の有無と無関係に開示がされる懸念や、サイトがIPアドレスの販売を事業にする懸念への対応が必要。（清水構成員・第2回）
- P2P事案については、誹謗中傷等と性質が異なることから、発信者に対する意見照会を不要とする整理が可能ではないか。（NTTドコモ・ドコモビジネス、KDDI、ソフトバンク・第3回）

検討の論点（案）

- 契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないか。その上で、具体的には、どのような対応が考えられるか。
- 発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか。具体的には、どのような対応が考えられるか。

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

検討課題（第1回）

3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生防止

- 新たな権利侵害の発生防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

これまでの会合でのご意見等

- 発信者情報開示制度は、法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ、手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないか。（北澤構成員・第2回）
- 既存法令で対応できないケースとはどのようなものかを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないか。（鎮目構成員・第1回）
- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報（発信者の氏名など）を公表する行為が発生しているところ、発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか。（北澤構成員・第2回）
- 開示された発信者情報が第三者に提供された場合、提供先の第三者による当該発信者情報の利用について現行法では規定がない。（北澤構成員・第2回）
- 一般的に損害賠償請求等の目的があることが「正当な理由」とされており、刑事責任の追及は「正当な理由」に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在する。（清水構成員・第2回）

検討の論点（案）

- 手続の過程で得た情報を公表する等の行為については、基本的には発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないか。
- 現行法の下での対応に課題はあるか等について、更に検討を進める必要があるのではないか。

その他、情報流通プラットフォーム対処法における発信者情報開示制度に関して、本WGで挙げたご意見も踏まえ、必要に応じ他の論点についても適宜検討の対象とすることとしたい。

(これまでの会合でのご意見等の例)

- プロバイダによるログの特定に誤りがあった場合にプロバイダが負う損害賠償請求や間接強制に係るリスクについて、事業活動に伴うコストとのバランスを踏まえた検討が必要ではないか(北澤構成員・第2回、Google代理人・第3回)
- 意見照会義務の適切な履行を求める必要があるのではないか。(清水構成員・第3回)
意見照会の結果に基づきプロバイダはどこまでの対応をすべきかについて整理が必要ではないか。(北澤構成員・第3回)
- 「特定電気通信による情報の流通によって」(法第5条第1項)の解釈について、判例等も踏まえた整理が必要ではないか。(曾我部主査・第1回、清水構成員・第2回)

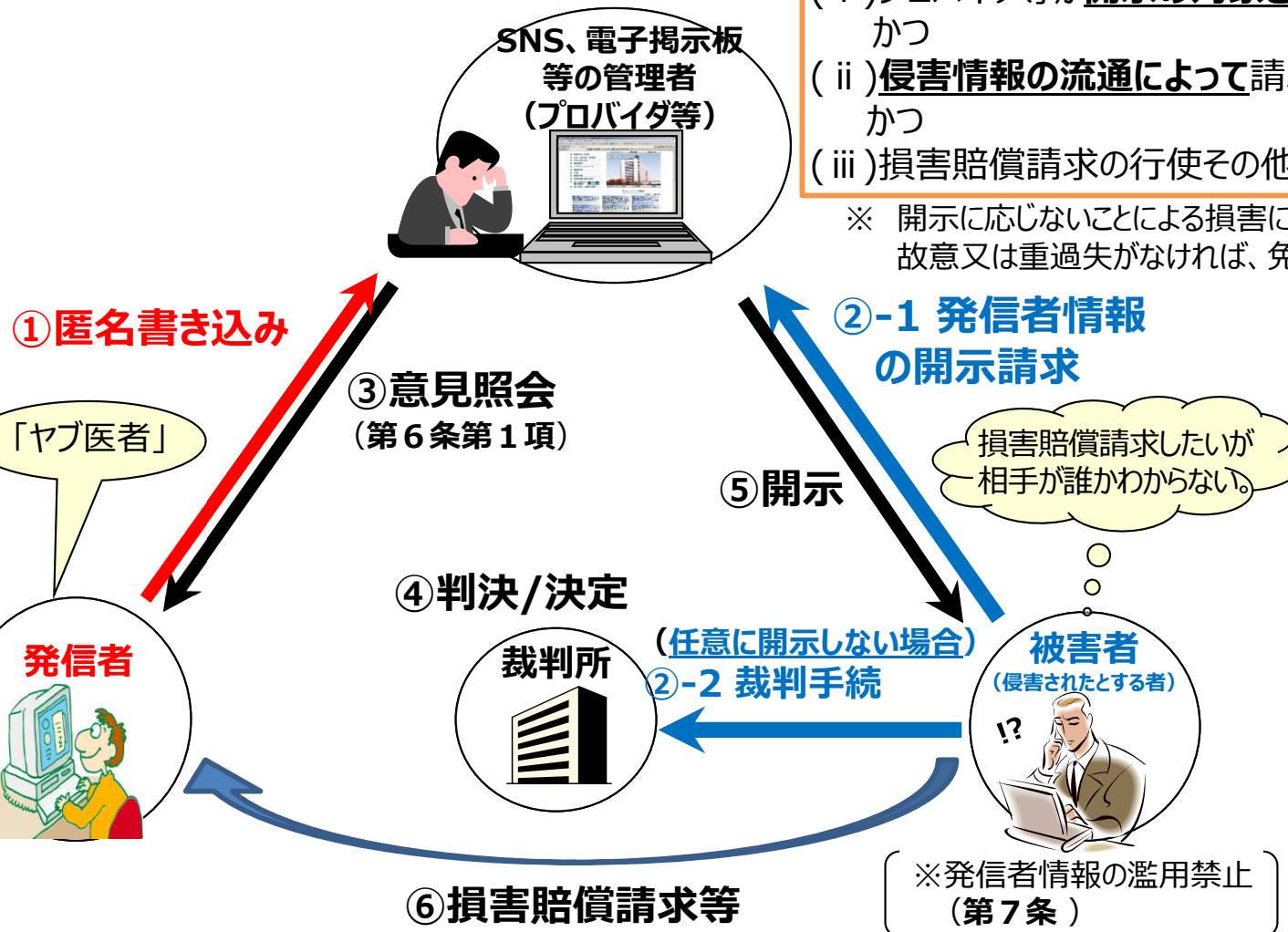
- 2001年（平成13年）11月にプロバイダ責任制限法（現：情報流通プラットフォーム対処法）が制定。
- 権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者（権利を侵害されたと主張する者）が、被害回復のために、当該情報の発信者（加害者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定。**

※発信者情報：氏名、住所その他の総務省令で定める情報

発信者情報開示に最低限必要な要件（第5条第1項）

- (i) プロバイダ等が開示の対象となる発信者情報を「保有」していることかつ
- (ii) 侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること
(権利侵害の明白性)かつ
- (iii) 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること

※ 開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責（第6条第4項）



- 発信者情報は、発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない。
- したがって、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮し、一定の厳格な要件（上記(i)～(iii)）が満たされる場合に限り、プロバイダ等が発信者情報を適法に開示できるようにするもの。

- インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを実施。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

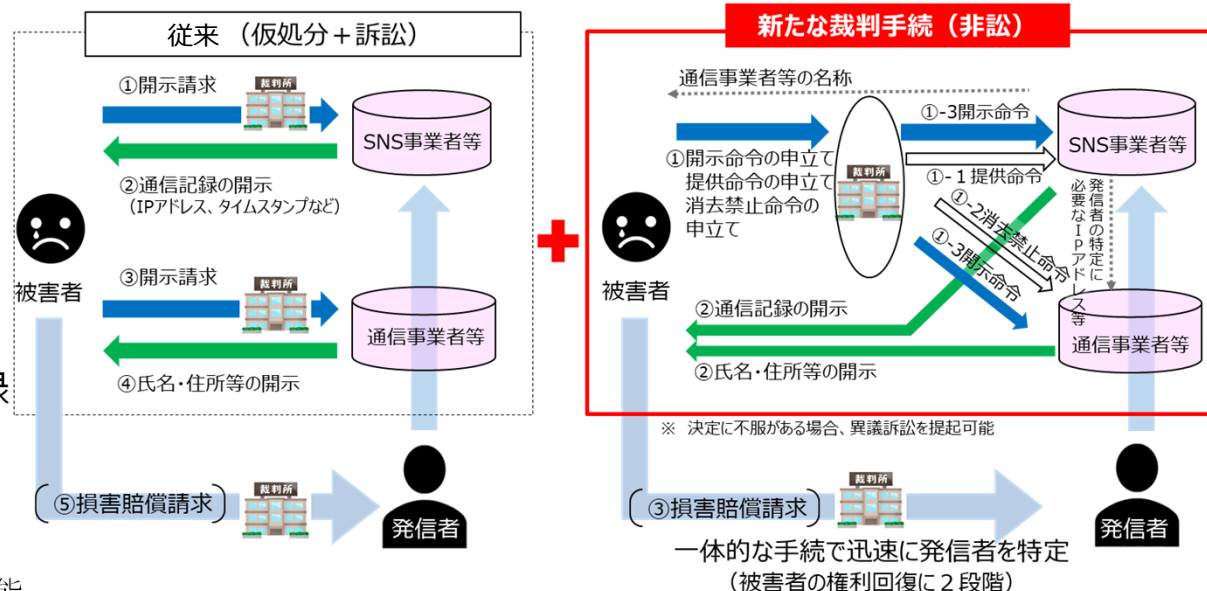
従来の手続では発信者の特定のため、2段階の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を創設。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を規定。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

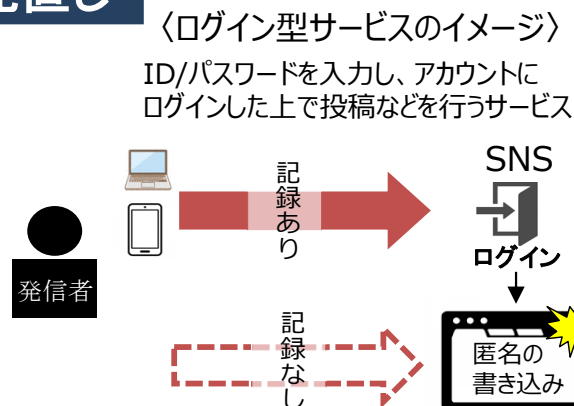


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正。



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会。

※新たな裁判手続及び従来の手続（訴訟手続及び任意開示）の場合